

宇都宮都市交通戦略推進懇談会設置要綱

(目 的)

第 1 条 宇都宮都市交通戦略で策定された交通政策を推進するため、宇都宮都市交通戦略推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 懇談会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 宇都宮都市交通戦略の策定及び推進に関する事項
- (2) その他宇都宮市の都市交通に関して必要な事項
- (3) 懇談会の運営方法、その他懇談会が必要と認める事項

(組 織)

第 3 条 懇談会は、委員 28 名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 交通事業者
- (3) 市民・利用者
- (4) 行政機関
- (5) 市議会議員

(任 期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱された日の属する年度から 2 年度とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が任命又は委嘱された時における当該職又は身分を失ったときは、その職を失う。

(会 長)

第 5 条 懇談会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第 6 条 懇談会は、必要に応じて、会長がこれを召集する。

(関係者の出席要請等)

第 7 条 会長は、懇談会が必要と認めるときは、関係者に対し、懇談会への出席を要請し、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 審議内容は公開を基本に一般者の傍聴を認めるとともに、会議録を作成し、ホームページ等にて公開する。

(事務局)

第9条 懇談会の事務局は、宇都宮市総合政策部 都市整備部交通政策課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月3日から施行する。

この要綱は、平成30年3月20日から施行する。

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

この要綱は、令和8年6月8日から施行する。